

中学校音楽科鑑賞の授業実践における 教員の対話の展開に関する研究

—— ICT 活用と美術における「対話型鑑賞」を手掛かりに ——

松田京也*・藤田文子**

(2023年3月23日受理)

In class practice of junior high school music appreciation
Research on Development of Faculty Dialogue:
Using ICT and “Interactive Appreciation” in Art as Clues

Kyoya MATSUDA and Ayako FUJITA

キーワード:ICT, 対話的な学び, 対話型鑑賞

平成29年告示の学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現が求められており、音楽科においても同様である。そのうち対話的な学びに着目し中学校音楽科における鑑賞の授業を検討したとき、工夫した対話の活動を取り入れなければ、表面的なものになってしまう。そのため、先行研究をもとに ICT の活用、さらには美術における鑑賞の視点を取り入れ、音楽科における鑑賞の授業の手立てについて再検討することで、より効果的な対話の活動を考えた。

はじめに

音楽科の授業の中で鑑賞活動を行う際に、生徒は、教員や他の生徒と対話をすることで、自身の考えを整理したり他者の考えから視点を得たりすることができると思われている。

昨今では、ICT 活用の授業、オンライン授業、オンデマンド授業など新しい形態の授業方式が取り入れられることもあり、ともすれば、教師と生徒、生徒同士の対話が双方向でなかったり、双方向であっても活発に対話することが難しい、改善の余地があるということが、喫緊の課題となっている場合もあろう。

本研究では、やはり対話の場면을授業で適切に設定することは重要なことだと考えた。そこで、

*茨城大学大学院教育学研究科

**茨城大学教育学部

鑑賞の授業で行われる、「対話」を活発に行い、生徒が考えを深められるようなより効果的な手立てや教師の発問について、美術における「対話型鑑賞」やICTの活用など、様々な視点や先行研究を手掛かりに、検討したい。

(本論文は、「はじめに」の1、2頁を松田・藤田で共同執筆し、2頁から12頁までを松田が執筆した。)

1-1. 指導要領等における「対話」の扱いについて

まず、学習指導要領でも示されている「主体的・対話的で深い学び」のうち「対話的な学び」について、一般的な考え方を確認したい。文部科学省国立教育政策研究所発行の「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について」¹⁾では、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の3つの項目について、それぞれ授業改善に向けた「学習者」の視点と「指導者」の視点に分けて示されている。そのうち「対話的な学び」については、「授業改善に向けた『学習者』の視点」として、「子供同士の協働を通じ、自己の考えを広げ深める」、「教職員との対話を通じ、自己の考えを広げ深める」、「地域の人との対話を通じ、自己の考えを広げ深める」、「先哲の考え方を手掛かりに考える」という4つの項目が、「授業改善に向けた『授業者』の視点」として、「思考を交流させる」、「交流を通じて思考を広げる」、「協働して問題解決する」、「板書や発問で教師が子供の学びを引き出す」という4つの項目が示されている。

また、音楽科における「主体的・対話的で深い学び」に関する内容として、『中学校学習指導要領(平成29年3月告示)』²⁾の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」によれば、「題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること」とある。

以上の部分より、「主体的・対話的で深い学び」のうち「対話的な学び」については、さまざまな形による「対話」が考えられ、音楽科においても他者との対話や協働する活動を取り入れることが求められていることが確認された。

また、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」を授業に取り入れる上での計画について、文部科学省国立教育政策研究所発行の「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について」³⁾によれば、「主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのよ

うに構成するかというデザインを考えることに他ならない。」とも示されている。

このような点から、いかなる授業においても「対話」の活動は取り入れる必要があるものであり、適切かつ計画的に取り入れることが求められていることが確認された。

1-2. 音楽科の鑑賞活動における「対話」について

次に本稿で特に注目する中学校音楽科の「鑑賞」の活動における「対話」にあたる活動ではどのような内容が考えられるのかを確認した。文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年3月告示）解説 音楽編（以下、「中学校学習指導要領」と記す）』⁴⁾によれば、「鑑賞の指導においては、音楽を自分なりに評価しながら、そのよさや美しさを味わって聴く力を育てることが大切であり、言葉で説明したり、批評したりする活動はそのための手段であることに留意する必要がある。したがって、生徒一人一人が音楽を自分なりに評価する活動と、評価した内容を他者に言葉で説明したり、他者と共に批評したりする活動を取り入れることによって、鑑賞の学習の充実を図ることができるよう配慮することが求められる。（下線は筆者による）」とある。

この部分から、鑑賞の活動における対話の活動においては、生徒が自身の考えを持ち、それを伝えること、さらにそれを交流し深めていくことが求められていることが分かった。

また、同じく「中学校学習指導要領」によれば、説明したり伝える活動においては、次の4つの項目を明らかにする必要があるとされている。

- ① 音楽を形づくっている要素や音楽の構造
- ② 特質や雰囲気及び曲想
- ③ ①と②との関わり
- ④ 気に入ったところ、他者に紹介したいところなど自分にとってどのような価値があるのかといった評価

さらに次のように続き、「①から④までを発表し合う活動を設定することによって、他者との関わりの中から自分の価値意識を再確認し、音楽の構造などを一層客観的に把握したり、音楽の味わいをより深めたりすることができる。その際、グループや全体で発表し合う活動が、一人一人の学習の深まりにつながるように指導を工夫する必要がある」とある。

以上のことから、音楽科における鑑賞の授業においては、まず「生徒一人一人が音楽を自分なりに評価」したうえで、「他者に言葉で説明したり、他者と共に批評」するなどの活動を通して、「音楽の構造などを一層客観的に把握」するなど「知覚」の部分をもっと充実したものにするとともに、「音楽の味わいをより深めたりする」など「感受」の部分についてもより深いものとするのが可能であると考えられる。

1-3. 音楽科の鑑賞活動における「対話」の実践について

前項1-2. では、鑑賞の活動における対話的な学びについての一般的な考え方について確認した。中学校音楽科では「表現」として歌唱、器楽、創作、そして「鑑賞」といった内容のまとまりで分類されており、もちろん「表現」の部分でもそうではあるが、特に「鑑賞」の部分についてはその特質上、言語活動が多くなる。このことは前項1-2. で確認した内容からも読み取れるように、例えば鑑賞して自分なりに評価し、他者に伝え・・・といった活動で「書く」「話す・聞く」「読む」という活動が多いことが想像される。

この「読む」「書く」「話す・聞く」といった活動は特に国語科などで重点的に身に付ける力ではあるが、それ以外の各教科の活動においても言語活動を充実させる必要があるとも言われている。しかし、基盤となる言語活動の能力の個人差によって、音楽科での学び、特に「対話」といった活動での参加状況や身に付ける力などが左右されるものであって良いとは言えないだろう。しかし、実際には、言語活動に必要な能力が十分でないために、せっかく音楽を聴いて考えたことや感じ取ったことがあったとしても、それを上手く文章や言葉で表現することが難しいという生徒がいることも考えられる。そういったケースを想像したときに、それは仕方がないとは言えないだろう。そのため音楽科の授業においては、「言語活動に必要な能力を育てていく視点」と、「言語活動の個人差によらない活動ができるようにする視点」が必要ではないだろうか。

これらを踏まえたうえで、次項では、ICT を活用した対話的な学びや、非対面授業における対話的な学びについて考察したい。

2-1. 言語活動の支援と、ICT を活用した対話的な学び

まず、授業内での言語活動や対話を活発にさせるために、教師との対話や、教師からの発問や問いかけといったものは大変重要なものであり、その後の活動を左右する。「楽しい鑑賞の授業をめざして」という川崎市総合教育センターの研究論文⁵⁾によれば、「教師の発問は、ねらいへの窓口であり、ねらいに到達するまでの過程に子どもの音楽的な学びがあることがわかった。発問をすることで子どもの思考が刺激され、すぐにねらいに到達する場合もあるが、さらに活動の手だてを工夫し加えることによって、子どもが迷ったり確かめたりするを通して、より音楽的な学びが深まりやすいことがわかった」と報告されている。この内容から、発問には特に工夫が求められるということが確認された。

また、活動の手立てについて、同じ研究論文によれば、「活動の手だての中で、身体表現や気持ちカードの提示、グループの活動などの音と子どもの思いを結びつける活動が、音楽を深く感じ取り、共有し、表出するための手だてとして有効であることがわかった。また、掲示物などの視覚的な提示は学年を問わず効果的であった。教師が言葉で説明しなくとも、子どもが視覚的に内容を理解することで、子どもの思考が刺激され、楽曲への関心を高め、ねらいへ導くことが確認できた。教師の発問と活動の手だての二つを工夫することが、音楽的な感受を深めるために有効だということが検証できた」と報告されている。この内容から、音楽科の活動においては、言語活動を充実させる

上では、「書く」「話す」といった活動に留まらず、身体表現など五感を使った活動や言葉以外を使って表現する活動が考えられることが分かる。また、こういった活動によって、言語活動の能力を育てていくことが期待されるということも示されているだろう。

また、そういった活動を充実させる上で、ICT の活用もより効果を高めることが考えられる。文部科学省「中学校音楽科、高等学校芸術科(音楽)の指導におけるICTの活用例」⁶⁾では、「知識を得たり生かしたりしながら音楽のよさや美しさを見いだす場面」でタブレットを用いることで、「自分が聴きたいところを何度でも聴ける」と紹介している。これにより、例えば生徒が曲のある部分について思うことがあるが、上手く言葉にすることができないという場合に、グループのメンバーにその部分を聴かせることによって、教えあいながら自分の考えを伝えたり、深めたりすることも可能だろう。

また、令和3年答申⁷⁾によれば、「ICT の活用により、子供一人一人が自分のペースを大事にしながらかみ共同で作成・編集等を行う活動や、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動など、「協働的な学び」もまた発展させることができる」とあるように、個人の思考や作業の時間においてもグループ等における活動においてもICTを活用することによって「協働的な学び」に繋げることができると考えられている。この「協働的な学び」については後の本論3でも扱う。

2-2. 非対面授業における対話的な学び

ICT の普及に伴い、様々な状況によってはオンライン授業という形がとられることがある今日であるが、そういった状況下においても「対話的な学び」を実践するためにどのようなことが考えられるだろうか。「主体的・対話的で深い学びを指向するオンライン授業」北海道教育大学附属釧路中学校⁸⁾の中で音楽科教員の齊藤貴文氏が、「リモート授業」での「主体的・対話的で深い学び」に近接するためのポイントとして、次のように述べている。「対面授業であっても、リモート授業であっても『主体的・対話的で深い学び』に近接するためのポイントは変わらないと思います。学習活動に対して関心を高め、見通しをもって学習活動に向かわせることや、自分の考えだけではなく他者との対話はもちろん、楽譜や教科書等を用いた先哲達と対話的に活動すること、そして主体的で対話的な学習活動を通して味わう深い学びを実現するための工夫は対面授業もリモート授業も大差ありません。」この内容から、対話の活動はオンラインでも他者との対話や、楽譜や教科書などを用いて先哲たちと対話することが可能であることが示された。

3. 本論における1, 2を踏まえた新しい授業実践における教員の対話の展開について

本論1, 2では、中学校音楽科における対話の活動について、意義や目的、さらに実情に応じた考えられる工夫やICT活用について考察した。本論3では、より具体的、現実的に想定される教育現場の現状などを踏まえ、授業実践における対話の展開の手立てについて考えたい。

令和3年答申⁹⁾によれば、「個別最適な学び」と、「協働的な学び」を一体的に充実させることで「主体的・対話的で深い学び」に繋げていくとしており、そのうち「協働的な学び」については次のようにある。

「協働的な学び」においては、集団の中で個が埋没してしまうことがないように、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ、子供一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出していくようにすることが大切である。

「協働的な学び」において、同じ空間で時間を共にすることで、お互いの感性や考え方等に触れ刺激し合うことの重要性について改めて認識する必要がある。人間同士のリアルな関係づくりは社会を形成していく上で不可欠であり、知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供の関わり合いや子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動、専門家との交流など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ一層高まるものである（下線は筆者による）。

この部分から、「対話的な学び」の実現において「協働的な学び」が深く関連していることが分かる。なお、「同じ空間で時間をともにすることで」とあるが、この「空間」について特に明言はされていないが、双方向オンラインの授業においても「バーチャル空間」という言葉が一般的に広まりつつある状況で「空間」を解釈すれば、対面での学習に留まるものではないと筆者は解釈する。結局は、「対話」し「協働」する活動が大変重要であることを示しているだろう。

3-1. 「対話型鑑賞」の視点から

ここで改めて音楽科の鑑賞活動における「対話」による学びについて考えたい。鑑賞における対話という部分で関連があるものとして、美術科の学習や美術館での取り組みとして、「対話型鑑賞」といったものが実践されている。対話型鑑賞は海外の美術館では一般に行われており、美術館では静かにというのが一般的な考え方であるが、絵を見て他の人と対話しながら鑑賞するという活動がなされている。日本においては90年代後半ごろから広まりつつある。対話型鑑賞について「アートスケープ」¹⁰⁾によれば「対話型鑑賞では、美術作品を専門家による研究対象としてのみ捉えることを否定し、作品の解釈や知識を鑑賞者に一方的に提供するような解説を行なうことをしない。鑑賞者が作品を観た時の感想を重視し、想像力を喚起しながら他者とのコミュニケーションがなされることで、組織化された対話や交流が可能となる。」とある。和田・山田¹¹⁾によれば、対話式を取り入れた理由として、「鑑賞者は作品を観て感じた印象を言語化する過程において観察力が必要となる。そして、その意見は仲間と共有されるか、或いは異なる見解が提示される糸口となる。（中略）双方向的なコミュニケーションを通じた鑑賞は、児童たちの主体性を尊重し、彼らの知的関心に寄り添いながら、美術作品への興味を広げていくことができる、優れた方法論であると考えられるからだ」としている。また、「この方法論の考案者であり、優れた実践者として知られるアナレスは、

鑑賞を通して観察力を高め、観察を思考でまとめる力や、他人との話し合いによって批判的思考力を養い、それを言葉で表現する力を育てることができる、と活動を通して得られる成果について述べている」ともある。

対話型鑑賞においては、歴史的な事柄や知識が先行ではなく、率直に目に入ったものから、どのように感じ取ったのか、あるいはその逆に自分が感じ取ったものは、どのような目に入った特徴によるものなのかを、対話しながら交流していくというプロセスが大切にされている。これは音楽における鑑賞においても通ずる部分があるだろう。ただし重要なのは、知識が先行ではないという部分で、学習活動においては知識を身に付ける必要もあるため、そういった点も踏まえた計画が必要なのは言うまでもない。なお、和田ら¹²⁾によれば、「コミュニケーション力や思考力を養える対話型鑑賞は、鑑賞者が対象作品を集中して観、自分の意見を言語化する行為を通して、作品を多様な視点から理解し解釈することの出来る『楽しい』活動として捉え、作品への親近感を持たせることができるだろう。しかしながら他方で、方向性を持たずに会話が交わされてしまうと、場合によっては内容が浅く広がり漠然としたものになってしまい、活動が目指す到達点、すなわち鑑賞教育を通して何を学ばせるべきなのか、という目的意識そのものが、曖昧になってしまう危険を孕んでいるために、注意が必要である」と報告されており、そういった点に留意しなければならないということは音楽、美術とも共通している。また、同じく和田ら¹³⁾によれば、知識の提供に関しては、対話の中で必要に応じて提供することで、自由にみることを阻害しないようにすることを重要視している。

また、対話型鑑賞における1つの特徴として、「ファシリテーター」の存在がある。ファシリテーターは、対話を活発にさせたり深いものにするために必要不可欠な存在であり、美術館内で一緒に行動するグループに1名はいる。また、和田ら¹⁴⁾によれば、ファシリテーターは、「(前略)教育者としての豊富な知識の『引き出し』から、対話の内容に応じて必要な情報を絶妙なタイミングで取り出し、対話の流れをコントロールしながら鑑賞者たちを導く」とある。

これを授業によらず広く「音楽」で考えた場合、例えばコンサートホールでの演奏会では、そもそも演奏中に会話することなどご法度であり、咳やプログラムをめくる音なども含めて物音を立てないのがマナーである。せいぜい学校向けプログラムなどであれば、短めの演奏をしたのちに隣の人と話してみようという活動は考えられるだろうか。オペラや歌舞伎などの舞台芸術でも、作品の途中で話すことは考えにくい。ただ、学校の授業で考えたとき、スピーカーでCDやDVDを再生しているため、一時停止し話すことは可能だろう。ただし、スピーカーであれば一度に40人とかが聴くのが一般的であり、一人の発言により一時停止しては収拾がつかない。ただ、ICTを活用した活動で考えるとどうだろうか。たとえばタブレット端末であらかじめ音源を配信しておけば、イヤホンを付けてグループごとに一時停止しながら聴くことが可能である。参加者(生徒)は、発言したいと思った演奏の部分で一時停止をし、その部分を繰り返し再生したりして、ピンポイントで確認したり、共有したりすることができる。これはICTの普及により教室での音楽の鑑賞に画期的な変化があったと言えるだろう。

ただ、これは美術の授業でもそうであるが、通常の教師1人対生徒40人といった授業で、グループごとにファシリテーターが付くことは難しい。そのため、全体で鑑賞し教師がファシリテーターとしての役割を果たす場面と、個人やグループごとに鑑賞しグループで共有する場面を適切に設

定することが必要となり、特にグループ活動においてどのような対話を行うかということをおおきくはじめ教師が考えた上で事前にルールや方法を周知しておくことが必要となるだろう。一人の教師がファシリテーターとして生徒に接するというには難しさもあるが、基本的な考え方として、板橋・藤田¹⁵⁾によれば、「教師が絶対的な位置づけにたちながら『～してください』というトップダウン・ベースの指導と、教師がファシリテーターとして『～はどうすればよいか』等の発言を中心にすすめるボトムアップ・ベースの指導は、ボトムアップ・ベースの指導に主体的・対話的で深い学びを促す効果が見出された」とある。また、例えば「主題から何が変わったのかな。使われている楽器も変わったみたいだね」、「1 回目の主題と違うところがあるみたい。旋律を担当している楽器は何かしら」といった生徒の発言や、「音楽を形づくっている要素や雰囲気が変化したのがよくわかりますね」といった教師の発言や発問をおおきく予想することが必要であり、また、「そのためには、授業の中で難しいと感じ生徒の活動の停滞が予想される箇所やどのように工夫すれば興味を引き付けられるかなど生徒の学ぶ姿を予想できることが教師にとって必要な資質となる。加えて、学習過程について、生徒が学習に入り込めるような魅力ある授業の導入部の工夫、さらに興味をもって次々に学びを深めていける活動の流れ、発問・補助の組み立てなど、教師の創意工夫が不可欠であろう。また、生徒の学びを一層深めることのできる環境を整えることも必要であろう」と述べている。また、和田ら¹⁶⁾は、「『なぜ』という問い返しが、子どもたちに改めて自分の考えていることを自問させることへと誘うのである」とし、ファシリテーターによる「共感」と「問い返し」によって対話が強化されていくと述べている。

3-2. 鑑賞の授業における思考

音楽科の鑑賞における対話の活動の一つとして、批評し伝える活動が考えられる。『中学校学習指導要領』¹⁷⁾では、「音楽のよさや美しさなどについて、言葉で表現し他者と伝え合い、論じ合うことが音楽科における批評である。このように自分の考えなどを表現することは、本来、生徒にとって楽しいものと言える。ただし、それが他者に理解されるためには、客観的な理由を基にして、自分にとってどのような価値があるのかといった評価をすることが重要となる。ここに学習として大切な意味がある。評価の根拠をもって批評することは創造的な行為であり、それは、漠然と感想を述べたり単なる感想文を書いたりすることとは異なる活動である。このような学習は、音楽文化に対する理解を深めていくとともに、生徒が自らの感性を豊かに働かせて、その音楽のよさや美しさなどを一層深く味わって聴くことにつながっていく」とある。

このような批評の活動では、客観的な根拠に基づき自分の考えを持ち、自分にとっての価値を評価することに意味があるということであるが、最初からそれができる生徒は多くないだろう。つまりトレーニングが必要であり、段階的にここに近づく必要がある。まず、批評するために必要なことを次のようにある程度細かく分類して考えてみたい。まず、客観的な根拠（聴こえてくる特徴・知覚したこと）を見つけるために「様々な音の中から特徴的だと思う部分を探す」「音楽を形づくっている要素と結びつける」「それらを言葉で言い表す」、そして自分にとってどのような価値があるか評価するために（客観的な根拠から自分にとっての価値へ・感受したこと）「聴こえてくる音楽に

感想を持つ」「自分の感想と客観的な根拠との結びつきを考える」「それらを言葉で言い表す」というように分類した。このように批評を書くということ、あるいは批評でなくとも鑑賞の授業では、いくつものステップがあり、これが自然とできるなら問題はないが、これは体育であれば運動神経のようなもので、もともと得意ならばいいが、不得意であったり苦手意識があれば簡単なものではないだろう。ここでポイントと考えられるのが、「知覚」と「感受」のそれぞれを関連させて考えるために、それぞれの能力を育成するということだと筆者は考える。『中学校学習指導要領』¹⁸⁾でも、知覚と感受は本来、一体的な関係にあると言えるが、それぞれを意識しながら両者の関わりについて考えることが大切だとしている。

つまり、「特徴について考えよう」といった学習や、「感想を書こう」といった学習ではなく、それらが一体となった思考をすることによって、「気づいた特徴や根拠をもとに、自分が感じたことや考えたことを書こう」といったより深みのある学習になるということではあるが、それをいきなりはできないということには十分配慮が必要である。

3-3. 鑑賞に必要な能力を育む方法の一考察

「主体的・対話的で深い学び」「協働的な学び」を実現しながら、鑑賞の能力を育むことも考えたときに、美術における「対話型鑑賞」のノウハウを音楽にも生かすことができないかと考えた。なお、音楽科の鑑賞において美術的な「対話型鑑賞」の考え方を取り入れる研究については、筆者の知りうる限りでは先行研究は極めて少なかった。

筆者が美術館での「対話型鑑賞」を体験したときに感じたのは、たとえ美術に対しての知識や感受することに苦手意識があったとしても、一緒に鑑賞する他者やファシリテーターとの対話のなかで、絵の見方や視点を知ったり、そこから感じたことを表現する、あるいは他者の表現を聞いて新たに感じ取ることがあったり表現の語彙を得るなど、非常に多くの体験をすることができるということである。音楽科における鑑賞の授業において「対話型鑑賞」を生かすことを考えたときに、次のような点を挙げたい。

- ① 「導入部分では、知識を先行とするのではなく、自由な視点から考える」・・・最初から知識を持って聴かせようとせず、まずは自由に鑑賞することで、より音に耳を傾けながら興味や関心をもって聴くことができたり、苦手意識を持たせないことをねらったもの。ただし、絵であれば「色や形に注目してみよう」のように、「〇〇に注目してみよう」と補助的な視点を提供することは必要に応じてする。また、知識を得るための活動としては、生徒から出てきた発言、もしくは「〇〇に注目してみよう」といった視点をもたせる教師の働きかけをきっかけに、自然な流れでつなげていきたい。
- ② 「自由な視点で知覚・感受したことをグループ等で伝え合う。その際ファシリテーターの役割を生徒たちにも持たせられるようにする」・・・グループではなく全体でやったほうが教員がファシリテーターの役割を果たすことはできるが、より活発にかつメンバーの偏りなく行う上で

は、まずはグループでの活動が効果的だと考える。グループ活動では、「なぜそう思ったのか」を伝えたり質問したりすることや、タブレット端末を用いて具体的に部分を共有し「〇〇からそう思った」と伝えられるようにするなどといった決まりを確認しておくことで、ファシリテーターがいる「対話型鑑賞」のように具体的に伝え合い深めていく活動ができるだろう。また、グループ活動から全体での共有につなげる際には、教師が改めてファシリテーターの役割を担い、全体としてより深めていきたい。

- ③ 「ルールを明確にする。」・・・前項で述べたような対話の中でのポイントに加えて、相手の話を否定しないことなどを確認しておく。このような対話の活動では、音楽科の学習としてのみならず、意見の多様性を認識したり自己肯定感を高めるといった意味でも教育活動における重要な意味をもつものである。そういった点にも十分配慮する必要がある。

ここで、これらの視点を取り入れた鑑賞の授業における授業の流れの一例として、次のように考えた。

活動の流れ	配慮すること等
○音楽を聴いたあとにする活動を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・聴いた後にグループで交流する際の方法などを確認しておく。(気づいたこと、思ったこと、感じたこと、なぜそう思ったかなどの項目を確認するとともに、グループごとに手元に視覚的に分かるようにしておく。また、タブレット端末等に音源を配付しておく。 ・注目する視点の例を示しておく。(リズム・強弱など、音楽を形づくっている要素を活用する。ただし、ここではあくまでも補助的に、何もわからないを防ぐものとして。)
○音楽を聴く	<ul style="list-style-type: none"> ・全体で教室のスピーカーを使って聴く。
○グループで交流する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の確認をもとに、すぐに交流する。
○全体で交流する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループで出た発言を全体で交流する。この際、教師はファシリテーターの役割を意識し、知覚したことと感受したことなどを整理し、根拠をもたせることを特に意識する。 <p>※この後の活動は授業ごとに考慮しつなげていく。</p>

(筆者作成)

これはあくまで例であるが、どのような題材であっても共通して取り入れることで、子どもたちが自分なりに考えることや考えたいと思えるようにする上で効果的な導入だと考える。また、いわゆる教科書に載っているような鑑賞教材のみならず、生徒が日頃から耳にしているようなポップスの曲を用いてこういった活動を適宜授業の最初などに取り入れることで、より音楽鑑賞の方法を身近に感じさせ、興味を持たせることにも繋がるだろう。大切なのは、対話を通した鑑賞をすることで、音楽を聴く視点やそれを表現する語彙を獲得するなどし、鑑賞に対する能力と関心をともに身に付けさせていくことである。

まとめにかえて

「対話的な学び」と、「主体的な学び」や「深い学び」、さらに「協働的な学び」といったものは、それぞれが独立したものというより、互いに関連していても高めることができるものであろう。そのため、授業改善を考えたときに「対話」の充実を図ることで、授業改善を目指すことができるとも言える。その対話の活動については、ただグループワークを取り入れたりして、交流できればいいというものではなく、その対話の活動によって生徒が、新たな視点を得たり、考えを深めたりと、対話の活動でしか得られないものを得ることに意義があり、表面的な活動には意味がない。そのため、授業改善を考えるときには、常に最適な形を模索していかなければならないものであり、様々な視点を取り入れることが効果的であろう。

今回は、ICTの活用、さらには美術における「対話型鑑賞」の視点を取り入れることで、音楽科における鑑賞の授業での対話の活動をより効果的なものにすることを検討した。特に配慮したいのは、生徒が素直に、心から感じたことを表現し、交流するなかで、知識を得て深みのある学習にすることである。そのうえで対話の活動は必要不可欠なものである。

美術における「対話型鑑賞」は、本来は静止している対象を鑑賞するといったものであるが、ICT機器の活用により、音楽を繰り返し再生したりして他の人と共有することが可能となった。ただし、タブレット端末などの音質よりも、スピーカーの音質、さらには生の演奏などに触れる機会も大切なものであり、そういった部分で不足する部分を補い合うという視点も必要であることも留意する必要がある。なお、音楽の授業におけるICTの活用について、秋葉・谷川・藤田¹⁹⁾は、「音楽に対する子供たちの価値が下がっていることは否めない」とし、「ICT活用をすることで、一瞬にして多くの音楽情報が得られる利点と併せて、著作権者の権利を守った活用の仕方についても繰り返し取り上げる必要があるだろう」と、そのような点についても配慮が必要だとしている。

また、美術科の授業においても「対話型鑑賞」が取り入れられていることから、それぞれの鑑賞での見方などを生徒が理解することで、双方の鑑賞における視点を確かなものとすることも期待される。そのため、教科横断的な授業の検討も行う必要があるが、カリキュラムマネジメントの視点をもつことも重要である。ただし、一人の教員が単独でできることではなく、学校全体が一丸となって、連携した取り組みとなる必要があるため、多くの教員の理解が進むことも課題である。秋葉ら²⁰⁾によれば、他教科との関連を図った授業を実現するために、様々な教科の教師がそれぞれのタイミングで情報共有を図れる、Google ClassroomなどのWebサービスを活用してファイルの共有や情報の交換や蓄積をすることで、教科横断的な授業を充実させられる可能性について言及している。このように様々なICTなどの充実に伴い、教科の授業の内容のみならず、教員間の連携など、ICTを活用した新しい形を模索していく必要がある。

注

1) https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/r02/r020603-01.pdf(2023.2.17 閲覧)

2) 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説(文部科学省),103.

3)注1 前掲

4)中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編(文部科学省),57.

5)<https://kawasaki-edu.jp/index.cfm/7,230,c,html/230/23-061-076.pdf>(2023.2.17 閲覧)

6)https://www.mext.go.jp/content/20200911-mxt_jogai01-000009772_06.pdf(2023.2.17 閲覧)

7)https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf(2023.2.17 閲覧)

8)<https://www.hokkyodai.ac.jp/files/00006800/00006852/20200918140820.pdf>(2023.2.17 閲覧)

9)注7 前掲

10)<https://artscape.jp/artword/index.php/%E5%AF%BE%E8%A9%B1%E5%9E%8B%E9%91%91%E8%B3%9E>
(2023.2.17 閲覧)

11)https://www.jstage.jst.go.jp/article/aaej/29/0/29_KJ00005093227/_pdf/-char/ja(2023.2.17 閲覧)

12)注11 前掲

13)注11 前掲

14)注11 前掲

15)板橋幸子・藤田文子.2021「中学校学習指導要領の音楽科に関する内容と教育方法の特色と課題」
『茨城大学全学教職センター研究報告』(2021),213-214.

16)注11 前掲

17)注4 前掲,30.

18)注4 前掲,32-33.

19)秋葉桃子・谷川佳幸・藤田文子.2022「幼稚園教育要領と小・中学校学習指導要領の音楽科に関する
内容と教育方法の特色と課題」『茨城大学全学教職センター研究報告』(2022),11.

20)注19 前掲,11-12.